

平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度 への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

平成28年7月28日

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の新制度への移行状況や、1号認定子どもに係る施設型給付の設定状況、一時預かり事業の実施状況等を把握し、私立幼稚園の新制度への円滑な移行に向けた取組の参考とする。

2. 主な調査項目

- (1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績値）
- (2) 1号認定子どもに係る施設型給付
 - ・ 市区町村による給付額の国基準との異同
 - ・ 都道府県補助の割合（1/2が標準） など
- (3) 新制度に移行した私立幼稚園等に対する独自補助について
- (4) 一時預かり事業等
 - ・ 公私の幼稚園における実施状況
 - ・ 補助単価の国基準との異同 など

3. 調査方法

- ・ 市区町村の取組状況を都道府県がとりまとめ、都道府県の取組状況とあわせて国に提出。
- ・ 調査対象 47都道府県及び全ての市区町村（1,741市区町村）
※熊本地震の影響により回答困難な1市区町村及び東京都の離島等9市区町村を除く
- ・ 調査時点 平成28年4月1日

4. 調査スケジュール

- ・ 平成28年4月14日 都道府県担当部局宛に調査依頼を発出
- ・ 平成28年5月13日 都道府県から国への提出締切

5. 調査結果

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況について

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,171園	100.0%
2. 新制度に移行した私立幼稚園（平成27年4月1日現在）	1,884園	23.2%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%
幼稚園型認定こども園となって移行	511園	6.3%
幼保連携型認定こども園となって移行	813園	10.0%
3. 新制度に移行した私立幼稚園（平成28年4月1日現在）	2,387園	29.2%
幼稚園のまま移行	699園	8.6%
幼稚園型認定こども園となって移行	647園	7.9%
幼保連携型認定こども園となって移行	1,041園	12.7%
4. 新制度に移行していない私立幼稚園	5,732園	70.2%
5. 廃園した私立幼稚園	52園	0.6%

(注1) 上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含む。

(注2) 平成29年度以降の新制度への移行予定については、別途、「平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」にて調査（現在集計中）。

(2) 1号認定子どもに係る施設型給付について

①市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

国の定める基準と同額	1337市区町村	77.2%
国の定める基準より高額	0市区町村	0.0%
国の定める基準より低額	0市区町村	0.0%
未設定（1号認定子どもが存在しない等のため）	394市区町村	22.8%

（注）1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国統一費用部分（国：都道府県：市町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市町村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせて施設型給付として一体的に支給することとされている。

地方単独費用部分については、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定める仕組みとなっているが、基本的に国の定める公定価格に係る基準に基づき設定いただくようお願いしている（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

(参考1) 施設型給付の設定方法

条例により定めている	296市区町村	25.2%
規則により定めている	403市区町村	34.3%
要綱等の行政文書により定めている	257市区町村	21.9%
その他	219市区町村	18.6%

(参考2) 施設型給付の公表方法 (複数回答可)

市区町村のHPに掲載	377市区町村	32.1%
市区町村の広報紙等に掲載	64市区町村	5.4%
庁舎等に設置・縦覧	90市区町村	7.7%
施設等の関係者に通知	539市区町村	45.9%
公表していない	343市区町村	29.2%
その他	44市区町村	3.7%

②地方単独費用部分について、各都道府県が交付要綱等で定めている補助割合

1 / 2	28都道府県	59.6%
1 / 2 以内	19都道府県	40.4%

(参考) 補助割合を1 / 2以内としている理由 (複数回答可)

- 法令 (子ども・子育て支援法施行令) の記載に合わせたため (14都道府県)
- 予算の範囲内での支給であるため (12都道府県)
- 国の定める基準を超えない部分にのみ、1 / 2の割合で補助するため (2都道府県)

③地方単独費用部分の各都道府県の補助実績

1 / 2	43都道府県	91.5%
1 / 2 未満	4都道府県	8.5%

(参考) 補助実績が1 / 2未満である理由

- 市区町村からの交付申請額が過少であったため (3都道府県)
- 市区町村が定めた施設型給付の額が、国の定める基準を超えたため (1都道府県)

④地方単独費用部分の各都道府県の補助方法

補助金 (裁量的経費)	39都道府県	83.0%
負担金 (義務的経費)	8都道府県	17.0%

(参考) 負担金 (義務的経費) としている主な理由

- 給付額に不足が生じないように、単年度精算である補助金ではなく、負担金としている。
- 全国統一費用部分 (義務的経費) と一体として取り扱っているため。

(3) 新制度に移行した私立幼稚園等※1に対する独自補助※2について

※1 幼稚園から移行した幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園を含む。

※2 施設型給付とは別に、各都道府県・市区町村において、従前の私学助成の水準等を踏まえて行っている独自の補助をいう。国として、従前の私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により保障している水準よりも高い都道府県においては、新制度に移行する私立幼稚園に対しても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の助成を継続して実施するか否か等を検討いただくようお願いしている（「子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園（認定こども園含む）に対する財政支援について」（平成26年10月1日付け事務連絡））。

①都道府県の実施状況

独自補助を実施している	11都道府県	23.4%
独自補助を実施していない	36都道府県	76.6%

(独自補助の具体例)

○ 新制度への円滑移行等のための運営費の支援

- ・ 新制度への移行により減収となる幼稚園に対して補助
- ・ 従来から実施していた私学助成の県単上乗せ部分について、新制度に移行した幼稚園等に引き続き補助
- ・ 教育条件の維持向上を図るため、一種免許状の併有促進に取り組んでいる園に対して補助
- ・ 教育補助員を配置し、より手厚い教育体制を整備する園に対して、その配置に係る費用の一部を補助
- ・ 教育環境の整備充実の取組を推進するため、1号認定子ども1人当たり一定額を補助
- ・ 教育水準の維持向上を図るため、私立幼稚園を母体とする認定こども園を設置する学校法人に対して、運営する園の教職員加配に必要な経費について、私学助成水準の範囲内で補助

○ 特色ある教育に対する支援

- ・ 私立幼稚園が実施してきた特色教育（農作物の栽培体験、防災教育、ボランティア教育、外国語教育等）を認定こども園に移行した後も継続実施できるよう補助

○ その他

- ・ 資質向上のための研修に職員を派遣する園に対する補助、教材費補助

②市区町村の実施状況

独自補助を実施している	154市区町村	8.9%
独自補助を実施していない	1577市区町村	91.1%

(独自補助の具体例)

- 新制度への円滑移行等のための運営費の支援
 - ・ 施設運営補助金として、年間一定額を補助
- 障害児の受入れに対する支援
 - ・ 障害児教育における教育教具及び人件費等の経費を助成
- 特色ある教育に対する支援
 - ・ 幼児教育の充実と小学校への円滑な接続を図るため、私立幼稚園等が取り組んでいる特色ある幼児教育に対し助成
- その他
 - ・ 教職員の研修等の事業を行う場合に補助金を交付

(4) 一時預かり事業等について

①一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数

公立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,648園	38.1%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,554園	65.1%
		私学助成による預かり保育	640園	26.8%
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	239園	4.2%
		私学助成による預かり保育	4,205園	73.4%

(注) 新制度移行園においては、原則として「一時預かり事業（幼稚園型）」に移行することとなっているが、経過措置として、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、私学助成による預かり保育補助を受けることも可能としている。

(参考) 新制度に移行した幼稚園等で私学助成による預かり保育を実施している理由（複数回答可）

一時預かり事業（幼稚園型）の実施要件である専任職員の配置が困難なため	21都道府県	75.0%
事務負担が増大するため	8都道府県	28.6%
園の事情によって、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなる場合があるため	8都道府県	28.6%
市区町村が一時預かり事業を実施していないため	5都道府県	17.9%

母数：新制度に移行した幼稚園等で私学助成の預かり保育を実施している28都道府県

②一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

国の示した額と同額	734市区町村	82.6%
国の示した額より高額	29市区町村	3.3%
国の示した額より低額	50市区町村	5.6%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	76市区町村	8.5%

（注）国の示した補助単価額（基本分）：園児1人当たり日額400円

③一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定主体

市区町村が設定	81市区町村	11.1%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	65市区町村	8.9%
園が設定	583市区町村	80.0%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）の利用料については、各市区町村で設定することが原則であるが、これまで預かり保育の利用料を各園が設定していたこと等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市区町村において適切に判断していただくよう要請している（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成27年8月31日付け事務連絡））。

④一時預かり事業を活用して非在籍園児を受け入れている園数

	私立	公立	合計
一時預かり事業（一般型）を実施している幼稚園等	466園	177園	643園
一時預かり事業（幼稚園型）において非在籍園児を受け入れている幼稚園等	264園	23園	287園
合計	730園	200園	930園

（注1）一時預かり事業（一般型）は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児について、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に一時的に預かる事業。

（注2）幼稚園等における非在籍園児の預かりは、一時預かり事業（一般型）による対応が基本となるが、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で非在籍園児を少数預かる場合には、一時預かり事業（幼稚園型）による対応も可能としている。

⑤小規模保育事業等※を私立幼稚園に併設して実施している園数 : 132園

※ 小規模保育事業等には、家庭的保育事業を含む。